



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 有機合成薬品工業株式会社
代表者名 取締役社長 山田 紘行
(コード番号 4531 東証1部)
問合せ先 総務部長 鷲崎 英博
(TEL 03-3664-3980)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更の件に関して、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 89 回提示株主総会に上程することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更をおこなうものです。

(2)株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、変更案第 10 条としてその旨の規定を新設し、これに伴い、変更案第 9 条のとおり単元未満株主の権利を変更するとともに、株主の権利行使に関する手続きを株式取扱規程において定める旨変更案第 12 条のとおり変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条 ~ 第 8 条 (省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 9 条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>前項の規定にかかわらず、本会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第 10 条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 	<p>第 1 条 ~ 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第 9 条 本会社の<u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>第 10 条に定める請求をする権利</u> <p>(単元未満株株式の買増し請求)</p> <p>第 10 条 <u>本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を本会社に請求することができる。</u></p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本社は、株主名簿管理人をおく。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 <u>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 <u>本会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条～第39条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本社は、株主名簿管理人をおく。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>本会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>本会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日
定款変更の効力発生日 平成21年6月25日

以上